

亀山市公告第75号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合の設立認可を申請しようとする者から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、都市再開発法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定により、この公告の日から起算して30日以内に亀山市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第10条に定めるところにより書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成30年9月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

(1) 都市再開発法第14条に属する地域

亀山市御幸町字貝戸部171番1の一部、172番、172番1、181番1、182番1、182番2、182番3、182番4、183番1、183番3、184番1、184番6、184番7、184番8、186番、187番2、187番3の一部、187番6の一部、187番7の一部、188番、188番1、188番2、188番3、188番4、188番5、188番7、191番1、194番1の一部、194番3の一部、194番6、195番、195番1、196番3、197番、198番の一部、231番の一部、231番2の一部、231番37の一部、231

番 3 8 の一部、 2 3 1 番 4 0 の一部、 2 3 1 番 4 9 の一部、 2 3 1
番 5 4 の一部、 2 3 1 番 5 5 の一部、 2 3 1 番 7 2 の一部、 2 3 8
番 1 の一部、 2 3 9 番 1 の一部、 2 3 9 番 3 の一部及び 2 3 9 番
4 の一部並びに 亀山市御幸町字嶋田 2 7 9 番 5、 2 7 9 番 6 及び
2 7 9 番 7

(2) その他の地域

都市計画道路 3・5・7 駅前高塚線交通広場、市道 亀山駅前線
の一部、市道御幸 3 号線、市道御幸 7 号線の一部、市道御幸線の一
部、法定外公共物の一部及び準用河川竜川の一部

2 施行地域となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課 亀山駅前整備グループ

亀山駅周辺地区・2 ブロック市街地再開発準備会事務所

(亀山市御幸町 1 8 2 番 4)

3 縦覧期間

平成 3 0 年 9 月 1 1 日から同月 2 5 日まで